

食料安全保障アドバイザリーボード 開催要領

令和7年6月現在

1 趣旨

世界の食料需給は、世界的な人口増加による食料需要の拡大、気候変動に伴う干ばつや高温などの異常気象の頻発化、物流・人流のグローバル化による家畜の伝染性疾病や植物病害虫の侵入・まん延リスクの増大などにより、ひっ迫するリスクが高まっている。

こうした状況の下、近年における世界の食料需給の変動等に対応し、我が国の食料安全保障の確保等を図るため、食料・農業・農村基本法が四半世紀ぶりに改正され、その関連法として、食料供給困難事態対策法が成立し、令和7年4月1日に施行された。また、同法に基づき定める食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針（令和7年4月11日閣議決定。以下「基本方針」という。）においても、平時から、国内外の食料需給に関する情報の収集・分析や、演習の実施等の取組を推進する旨を規定している。

これらの取組を進めるため、国内外の食料需給の動向や、直近の国際情勢の変化等による影響などについて、有識者の知見を得ながら分析・検討する「食料安全保障アドバイザリーボード」を設置し、施策の検討・検証を随時行える体制を構築する。

2 主に議論する項目

- （１）国際的な食料需給動向
- （２）食料の安定供給に関するリスクの分析・評価等
- （３）その他の食料安全保障に関する事項

3 構成

アドバイザリーボードメンバー（以下「委員」という。）の任期は原則１～２年とし、再任も可能とする。

議論するテーマに応じて、委員以外の関係者の出席を求め、説明及び意見の聴取を行うことができる。

4 運営

アドバイザリーボードに関する事務は、大臣官房政策課食料安全保障室が行う。

会議は、個別の企業に係る情報の保護や委員の自由闊達な発言等を確保する観点から非公開とする。ただし、会議終了後に、構成員の了解を得た上で、議事の概要及び資料（秘匿性のあるものを除く。）を公表することができる。